平成２３年（フ）第２２４６号
神奈川県大和市西鶴間４丁目12番25号　小林ハイツⅡ101
債務者　茂戸藤龍太
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４６６号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅５棟203号
債務者　星野　理会
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７５号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目37番地５　第１ハイツミナミ103号
債務者　古倉　　功
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４８７号
横浜市南区白金町２丁目29番地１　プレスタイル横濱ＳＯＵＴＨ403
債務者　小林麻梨菜
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３４号
静岡県藤枝市高岡３丁目１番22号、旧住所静岡県藤枝市志太３丁目15番14号　岡谷方
債務者　下内　博幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３５号
静岡県藤枝市高岡３丁目１番22号、旧住所静岡県藤枝市志太３丁目15番14号　岡谷方
債務者　下内まり子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止の申立て

次の破産事件について、破産者から破産手続廃止の申立てがあった。届出をした破産債権者は、本公告があった日の翌日から２週間以内に、裁判所に対し破産手続廃止の申立てについて意見を述べることができる。

平成２３年（フ）第５４９号
東京都八王子市大楽寺町498番２シャンティクティールⅠ―311号、商業登記簿上の本店所在地東京都羽村市緑ヶ丘１丁目26番地３緑ヶ丘ハイム102号
破産者　有限会社早坂運送
代表者取締役　早坂　高之
平成23年９月22日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破 産 終 結

平成１６年（フ）第１５７号
金沢市北安江４丁目１番５号、申立時の住所石川県白山市千代野西３丁目４番地10
破産者　中田　嘉樹
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
平成23年９月22日　　金沢地方裁判所

破産手続終結

平成２２年（フ）第５９９号
鹿児島県鹿児島市錦江町１番４号
破産者　株式会社エビハラ
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３８３号
福岡県大野城市仲畑２丁目６番１号
破産者　株式会社楢崎製作所
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７３９号
熊本県阿蘇市三久保141番地の１
破産者　有限会社三和
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７６１号
熊本県阿蘇市内牧988番地８
破産者　穴見　竜三
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１号
熊本県上天草市姫戸町二間戸3576番地36
破産者　大谷　　巧
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第４６１号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名1970番地５
破産者　三角　龍二
1　決定年月日　平成23年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３２５号
長崎県長崎市竹の久保町５番13号　江村ハイツ201
破産者　森田　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
2　一般調査期日　平成23年11月16日午前10時15分
平成23年９月26日
長崎地方裁判所民事部破産係